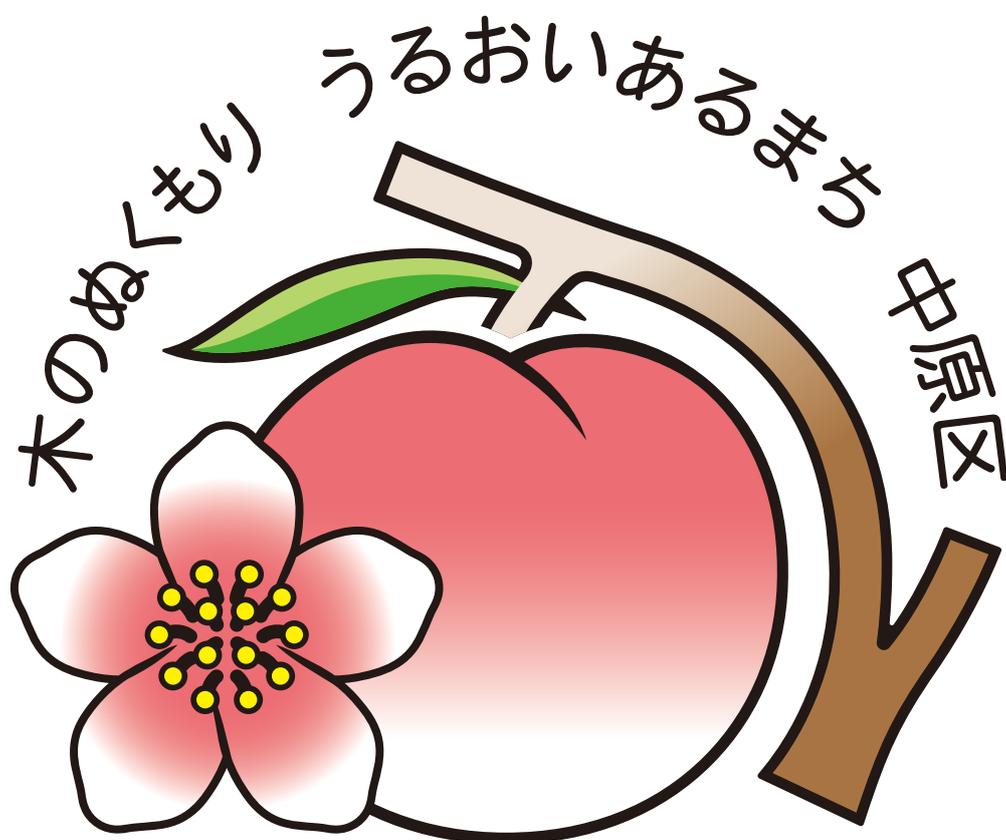


中原区「区の木」

シンボルマーク デザインガイドライン

中原区では川崎市制90周年を記念し、区民の皆さんの地域に対する愛着心を高めることを目的に、区の新たなシンボルとして「区の木」を制定するため、平成26年5月に「中原区区の木制定委員会」（尾木孫三郎委員長）を発足しました。委員会では、選考にあたり区民の皆さんの意見を取り入れるため、広く呼び掛けて、ふさわしい木の名前を投票いただきました。平成26年10月8日に開催された委員会で、投票結果をもとに選考したところ、区の木を「モモ」とすることを委員全員一致で決定しました。また「区の木」シンボルマークの原画を一般公募し、平成27年1月21日に開催された委員会でシンボルマークが決定しました。

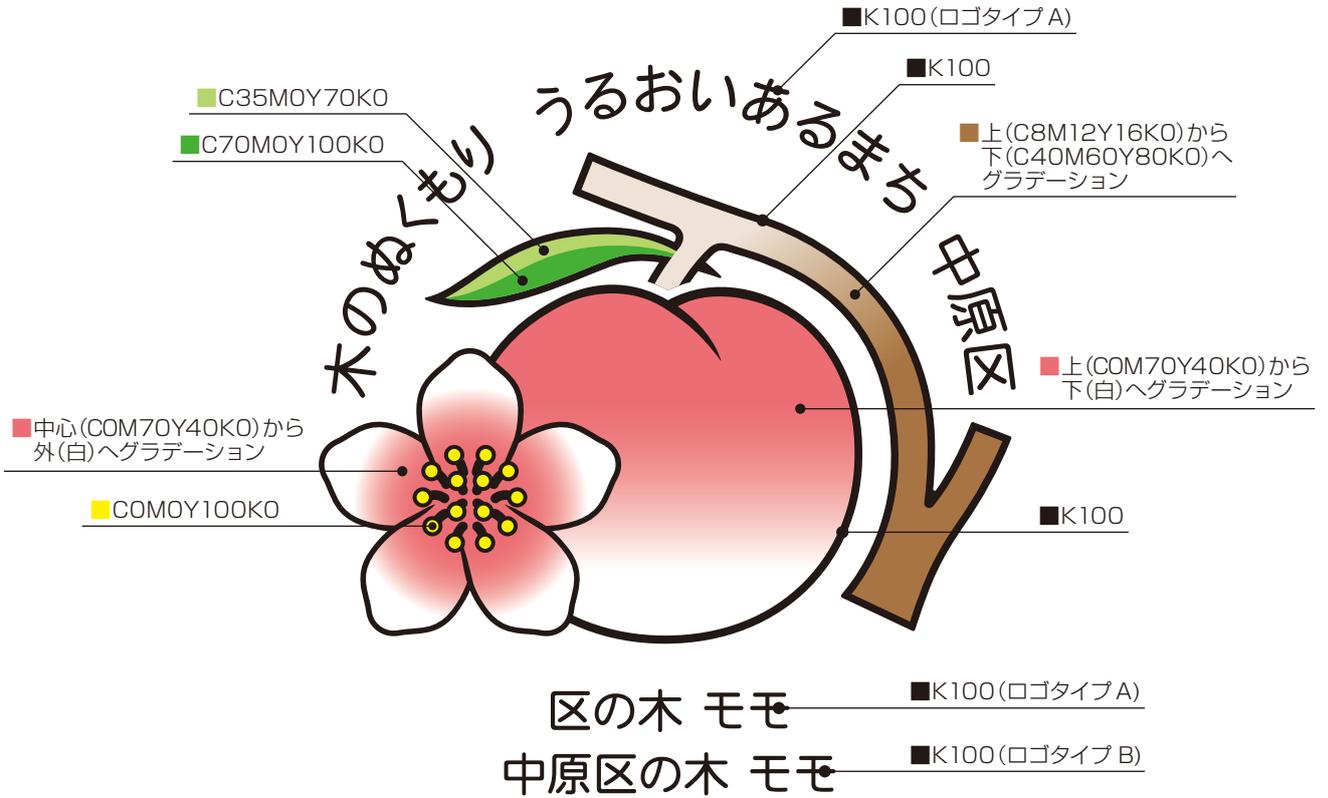
このシンボルマークは区の木「モモ」を広く区民の皆さんに親しんでいただけるようデザイン化し、区の魅力を区内外にアピールするために制定したものです。



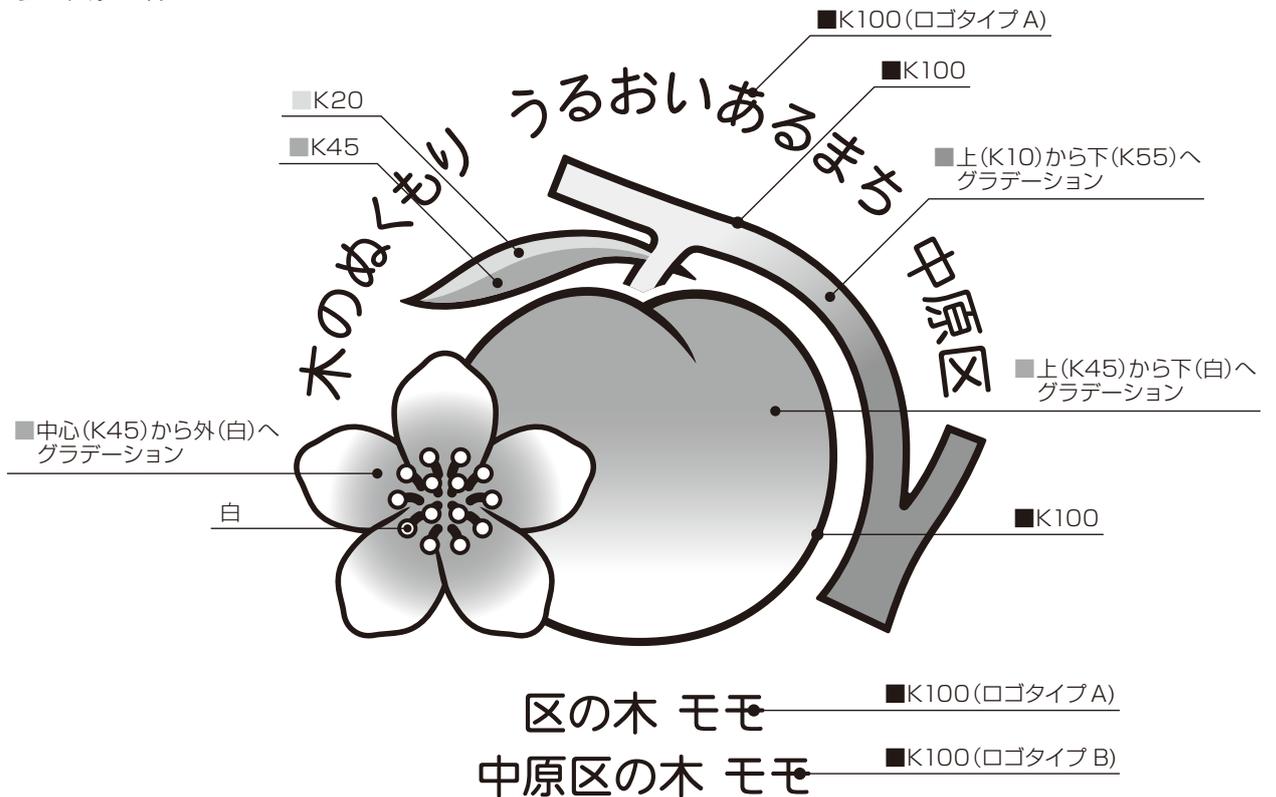
区の木 モモ

カラーガイド

■フルカラー



■グレースケール



■デザインの展開

シンボルマークとロゴタイプの組合せ
右の2種からいずれかを使用すること。

指定書体：DFP平成丸ゴシック体W4正体

ロゴタイプ A

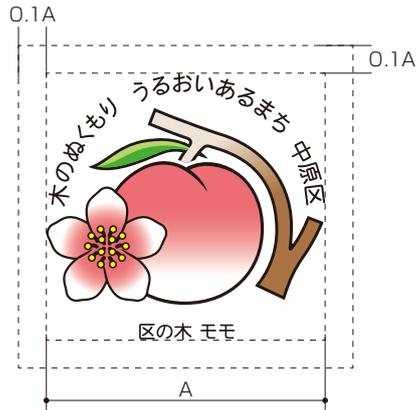


ロゴタイプ B



■デザインの保護エリア

マークの視認性を損なわないよう、点線内のスペースに他の文字やデザイン要素を表示しないこと。



適用例



■使用色の単色例

単色で使用することができる。



区の木「モモ」

委員会では、①応募者の過半数がモモを選び、区民からの支持が多い、②桃並木で有名な二ヶ領用水周辺の区民だけでなく、区内全域の区民から支持があった、③大正から昭和にかけて区内でも多く栽培されており、歴史的にもなじみ深く中原区のシンボルとしてふさわしい等の点から総合的に判断して、区の木にモモが最適と判断しました。

平成27年3月1日制定

モモのデータ

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| ●科名 | バラ科 | ●原産地 | 中国 |
| ●花 | 3月～4月 | ●実 | 7月～8月 |

中原の地は大正から昭和にかけて全国でも有数の桃の生産地でした。南武線の車窓からの眺めは美しく「桃源郷に行くようだ」と言われるほどでした。昭和60年頃から、二ヶ領用水に清流を取り戻し、「むかし中原は桃の里」であったことを後世に伝えたいとの願いをこめて地元の皆さんが11種類の花桃の木を植樹し育てています。

使用方法

このガイドラインは、マークを効果的に活用していただくために一定の基準を設けたものです。使用方法に従い、積極的にご活用ください。

- 1 シンボルマークを使用するときは、次のことを守ってください。
 - (1) シンボルマークを変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないでください。
 - (2) マークの色は、原則として指定された色を使用してください。但し、印刷物等の仕様によっては、マークのイメージを損なわない範囲において、他の色を使用しても差し支えありません。
- 2 次の場合は使用をご遠慮いただきます。
 - (1) 特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合。
 - (2) 不当な利益をあげるために利用しようとする場合。
 - (3) 区の品位を傷つけ、シンボルマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれがある場合。
 - (4) 区が実施または支援する事業を推進する上で、支障が生じるおそれがある場合。
 - (5) 定められた使用法によって、使用しないと認められる場合。

■使用禁止例



中原区の木 モモ

マークとロゴタイプを規定外の組み合わせにはならない



区の木 モモ

カラーガイドの指定色外の配色の禁止



反転の禁止



区の木 モモ

マークの一部分を削除して使用してはならない



区の木 モモ

回転・変形の禁止



区の木 モモ

印象を変えるような図形と組み合わせしてはならない

※シンボルマークに関する一切の権利は、川崎市に属しています。使用にあたってご不明な点は中原区役所まちづくり推進部企画課までお問い合わせください。



川崎市中原区役所

中原区役所まちづくり推進部企画課

〒211-8570 川崎市中原区小杉町3丁目245番地
電話 044-744-3149